

公益財団法人 日本サッカー協会
2019 年度 臨時評議員会

決議事項

1. 役員選出に関する各種規程 制定の件

資料 1 ①②

役員選出等に関する各種規程を以下の通り、制定したい。

- ① 「役員を選任及び会長等の選定に関する規程」の制定
(「2018 年役員を選任及び会長等の選定に関する規程」を修正)
- ② 「会長予定者の選出に関するガイドライン」の制定
(「2018 年会長予定者の選出に関するガイドライン」を修正)

報告事項

1. 理事及び監事の職務権限規則 改正の件

資料 2

理事及び監事の職務権限規則を別紙資料の通り、改正した。

【概要】

<役員再選回数の制限>

会長、役付理事（副会長・専務理事・常務理事）、その他の理事の任期の上限をそれぞれ合計で 4 任期（8 年）までとする。なお、理事としての通算の任期が、スポーツ庁の定めるスポーツ団体ガバナンスコードが規定する 10 年を超える場合は、当該コードへの適合性審査を行う統括団体（JSP0、JOC 等）に対して、その必要性等について JFA が説明責任を負うことを規定する。